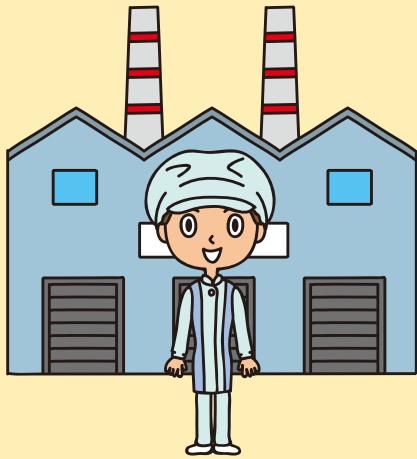


生産物賠償責任保険

2010年4月1日
以降始期用

製造・販売した商品や引渡しが終わった工事・作業によって発生した対人・対物事故による損害を補償します。



生産物賠償責任保険とは？

1 保険の仕組み

生産物賠償責任保険は、

①被保険者(🏠¹)が製造、販売または提供した生産物(🏠²)に起因する事故(🏠³)

②被保険者が行った仕事(🏠⁴)の結果に起因して、仕事の終了後に生じた事故

について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(🏠⁵)に対して保険金をお支払いする保険です。



不良完成品損害(🏠⁶)に対する賠償責任、生産物や仕事の目的物の回収・修理・交換等に要する費用に対しては、保険金をお支払いしません。

※不良完成品損害は、「不良完成品損害担保特約」を付帯することにより一定の条件の範囲内で補償の対象とすることができます(生産物自体の損壊を除きます。)。生産物が原材料・部品や機械・工具等の場合には、この特約の付帯をおすすめします。

詳細は **3 オプション** をご参照ください。

2 補償の内容

(1) 保険金をお支払いする場合

生産物(🏠²)や仕事(🏠⁴)の結果に起因して、保険期間中に日本国内で発生した事故(🏠³)について、被保険者(🏠¹)が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、保険金のお支払対象となりません。

●生産物に起因する事故例

【対人事故】



製造または販売した自転車が安全性を欠いていて利用者がけがをした。



お祭りで販売した弁当が原因で食中毒が発生した。

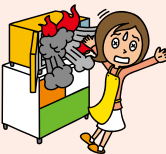
【対物事故】



製造したガス器具が安全性を欠いていて家を焼失した。

●仕事の結果に起因する事故例

【対人事故】



修理ミスにより電子レンジが爆発し、住人がけがをした。

【対物事故】



設置ミスにより看板が落下し、自動車を損壊させた。




用語
解説

🏠 ¹ 被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
🏠 ² 生産物	食品や電子機器など、被保険者が製造、販売または提供した財物をいいます。ご契約にあたっては、保険の対象とする生産物を明確に記載していただきます。
🏠 ³ 事故	対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことを【対物事故】といいます。
🏠 ⁴ 仕事	建設・組立工事や清掃作業等、被保険者が行った業務・サービスをいいます。また、仕事の対象となった財物を仕事の目的物といいます。ご契約にあたっては、保険の対象とする仕事の範囲を明確に記載していただきます。
🏠 ⁵ 損害	損害賠償金の支払や訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。
🏠 ⁶ 不良完成品損害	生産物を原材料や部品として使用した完成品や、生産物である機械・工具(機械・工具の制御装置として使用されている場合を含みます。)を用いて製造または加工した財物が、不良品となることによる損害をいいます。例えば、原材料として使用した生産物に異物が混入していたため完成品が不良品となるケースや、生産物である産業用機械の不具合のため、その機械により作られた製品が不良品となるケースなどがあります。

(2) お支払対象となる保険金の種類

①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、**被保険者**(¹)が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

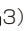
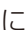


法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)の同意が必要となりますので、ご注意ください。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③損害防止軽減費用

事故(³)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る**損害**(⁵)の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

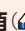
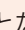
④緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要・有益な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

(3) 保険金のお支払方法

①法律上の損害賠償金は、その額から**免責金額**(⁷)を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された**支払限度額**(⁸)が、限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 法律上の損害賠償金} - \text{免責金額}$$

左記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)

$$\begin{aligned} \text{お支払いする保険金} &= \text{② 争訟費用} + \text{③ 損害防止軽減費用} \\ &+ \text{④ 緊急措置費用} + \text{⑤ 協力費用} \end{aligned}$$

例外

「法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、②争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{② 争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 法律上の損害賠償金}}$$



⁷ 免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

⁸ 支払限度額

保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。対人事故と対物事故について、合算で設定する方法と別々に設定する方法があります。「1事故および保険期間中」につき設定しますが、対人事故に限り、「被害者1名あたりの支払限度額」も設定します。

生産物賠償責任保険とは？

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

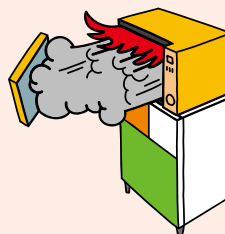
次の事由により生じた損害(△5)については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

①故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売・提供した生産物(△2)または行った仕事(△4)の結果
②生産物・仕事の目的物の効能・性能に関する不当表示または虚偽表示
③仕事を行った場所に放置または遺棄した機械、または資材
④次の財物の損壊や使用不能損害 ・生産物 ・仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物
⑤不良完成品損害(△6)
⑥仕事の終了または放棄の前に発生した事故
⑦回収等の措置を講じるために要した費用を負担したことによる損害
⑧日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求
⑨石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性に起因する事故
⑩汚染物質の排出・流出・いつ出または漏出（ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合は、お支払対象となります。）
⑪排水または排気（煙を含みます。）
⑫医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
⑬保険契約者、被保険者(△1)の故意
⑭戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
⑮他人との特別の約定によって加重された賠償責任
⑯被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）

等

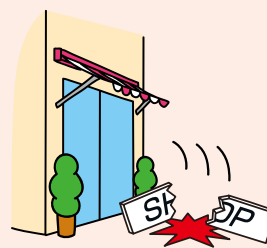
●お支払いできない主な事故例

【生産物自体の修理費用】



製造または販売したレンジが爆発し、レンジ自体が損壊した。

【仕事の目的物自体の修理費用】



看板の設置ミスにより、看板自体が落下して破損した。

【生産物の回収費用】



製造または販売した食品に異物が混入していることがわかり、回収費用が発生した。



Q 生産物や仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物の損壊について、その修理費用、使用不能に起因する損害が補償されないのは、なぜですか？

A この保険が保険金支払の対象とするのは、対人・対物事故による賠償責任です。生産物自体の品質や仕事のやり直しに関する費用や損害は、対人・対物事故のリスクとは明らかに異なる種類のリスクですので、保険金支払の対象外としています。

3 オプション

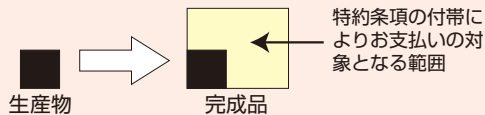
(1) 補償範囲を拡大する特約

不良完成品損害担保特約条項

次の事由により生じた**不良完成品損害**(^{△6})を、保険金のお支払の対象とする特約です。

①生産物(^{△2})が原材料、部品、添加物、資材、容器または包装の場合

生産物を使用して製造・加工された完成品の損壊。ただし、生産物自体の損壊については、お支払いの対象にはなりません。



事故例

被保険者(^{△1})が製造した原料(生産物)に異物が混入していたため、その原料を使用して完成品メーカーで製造された完成品が不良品となった。

②生産物が機械・工具または、機械・工具の制御装置となる場合

生産物または生産物を使用した機械・工具によって製造・加工された財物の損壊

事故例

被保険者が納入した機械に不具合があったため、その機械により製造された製品が不良品となった。

訴訟対応費用担保特約条項

事故(^{△3})が発生し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、応訴のために必要となる再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または裁判所等に提出する文書作成費用等社会通念上妥当な支出に対して保険金をお支払いする特約です。

初期対応費用担保特約条項

事故(^{△3})が発生した際に、被保険者(^{△1})が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用の支出に対して保険金をお支払いする特約です。

製造物責任法対応特約条項

製造物責任法(PL法)に対応して、補償範囲を拡大します。通常の生産物賠償責任保険契約(基本契約)の補償に加えて、**欠陥**(^{△9})に起因する次の事由によって生じた**損害**(^{△5})に対して保険金をお支払いする特約です。

①他人の財産権の侵害(生産物または仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物の損壊、修理や使用不能によるものを除きます。)

②他人の精神的被害

③生産物自体、または仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物自体の損壊であって、この保険で補償される他の**事故**(上記①、②を含みます。)(^{△3})と同時に発生したもの

※損害賠償請求が保険期間中になされることが保険金お支払いの条件となります。

※この特約で補償される損害には、基本契約とは別の1請求および保険期間中の**支払限度額**(^{△8})、**免責金額**(^{△7})が適用されます。

! 次の事由により生じた損害については、保険金をお支払できません。詳細は、特約条項の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

①**生産物**(^{△2})や**仕事**(^{△4})の目的物の給付、引渡し、供給等が遅れたこと、またできなかったこと

②知的財産権の侵害

③被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する損害賠償責任

等

(2) その他の特約

対人・対物共通支払限度額特約条項

対人賠償・対物賠償で共通・合算の**支払限度額**(^{△6})を設定する特約です。



4 保険期間

保険期間は、1年です。

保険責任は、保険期間の始期日の午後4時に開始し、満期日の午後4時に終わります。保険料は、ご契約時およびご契約内容の変更時にお支払いいただきます。



保険期間の開始後であっても、代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた**事故**([△3](#))による**損害**([△5](#))に対しては、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

5 ご契約条件

支払限度額([△8](#))、**免責金額**([△7](#))等を設定する必要があります。下表は、不良完成品損害担保特約条項を付帯した場合の標準的な設定例です。

担保項目	支払限度額			免責金額
	被害者1名	1事故	保険期間中	
対人賠償	1億円	1億円	1億円	なし
対物賠償	—	1億円	1億円	なし
不良完成品損害担保特約条項	—	3,000万円 (*)	3,000万円 (*)	なし

*対物賠償の支払限度額の内枠となります。

6 保険料に関する事項

(1) 保険料の計算方法

保険料は、**生産物**([△2](#))・**仕事**([△4](#))の具体的な内容、**保険料算出基礎数字**([△10](#))の規模、過去の事故歴、ご契約条件(**支払限度額**([△8](#))や**免責金額**([△7](#)))、各種特約の付帯等)によって決定されます。



保険料算出基礎数字(売上高、領収金等)を客観的に把握することができる決算書、有価証券報告書等の資料をご提出ください。

(2) 保険料の精算

a. ご契約時

ご契約にあたっては、保険期間中に見込まれる保険料算出基礎数字に基づく暫定保険料をお支払いいただきます。

b. 保険期間終了時

保険期間中の保険料算出基礎数字の実績を確認できる客観的資料をご提出ください。弊社が確定保険料を算出し、既にお支払いいただいている暫定保険料との差額を精算させていただきます。なお、確定保険料が契約締結時に定めた最低保険料を下回るときは、既にお支払いいただいている保険料と最低保険料の差額を精算いたします。

(3) 保険料の精算を不要とすることができる場合

最近の会計年度の数字を保険料算出基礎数字として使用する場合は、ご契約時に保険料を確定させ、保険期間終了後の保険料の精算を不要とすることができます。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。



△10
保険料算出基礎数字

保険料算出の基礎となる指標を保険料算出基礎数といます。この保険は、生産物に起因する事故を対象とする場合は売上高を、仕事の結果に起因する事故を対象とする場合は領収金を保険料算出基礎とします。保険料算出基礎の具体的な額・数量等を保険料算出基礎数字といます。

7 保険料例

(1) 売上高10億円の玩具製造業者の場合

【契約条件例】

●対人賠償

支払限度額(⑧)	1名につき	5,000万円
	1事故につき	1億円
	保険期間中	1億円

免責金額(⑦)	1事故につき	1万円
---------	--------	-----

●対物賠償

支払限度額	1事故につき	1,000万円
	保険期間中	1,000万円

免責金額	1事故につき	1万円
------	--------	-----

【上記契約条件の保険料】

●対人賠償	約49万円
●対物賠償	約2万円
計	約51万円

(2) 領収金1億円の自動車修理工場の場合

【契約条件例】

●対人賠償

支払限度額	1名につき	1億円
	1事故につき	1億円
	保険期間中	1億円

免責金額	なし
------	----

●対物賠償

支払限度額	1事故につき	1,000万円
	保険期間中	1,000万円

免責金額	なし
------	----

【上記契約条件の保険料】

●対人賠償	約15万円
●対物賠償	約12万円
計	約27万円

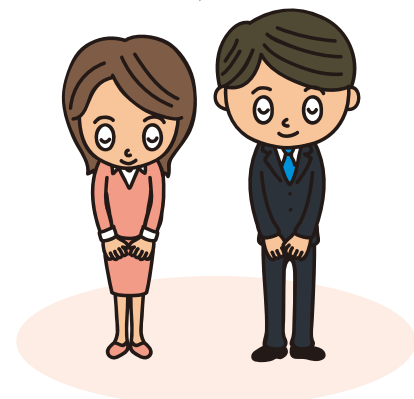


生産物(②)・仕事(④)の具体的な内容、保険料算出基礎数字(⑩)の規模、過去の事故歴、ご契約条件(支払限度額(⑧)や免責金額(⑦)、各種特約の付帯等)によって、保険料は、お客様ごとに異なります。実際に適用される保険料については、代理店または弊社までお問い合わせください。

このパンフレットは、生産物賠償責任保険の概要を紹介したものです。

詳細については、賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および付帯される特約条項をご参照ください。

なお、保険金のお支払条件・ご契約手続、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または弊社まで、お問い合わせください。



もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、パンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行いません。

示談交渉サービスは行いません。

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、弊社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、弊社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご契約の際のご注意

●告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

*弊社の代理店には、告知受領権があります。

●通知義務

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料についての注意点

保険料はご契約と同時に払い込みください。

保険料を分割払でお支払いいただく場合、初回保険料はご契約と同時に払い込みください。第2回目以降の分割保険料は、払込期日までに払い込みください。所定の期日までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害に対して保険金をお支払いできないことや、ご契約が失効したり、ご契約を解除させていただくことがあります。

●解約と解約返れい金

ご契約の解約(ご契約者の意思により、保険契約の効力を保険期間中に将来に向かって消滅させること)については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

既にお支払いいただいた保険料と弊社より返還する保険料の差額が最低保険料に満たない場合には、既にお支払いいただいた保険料から最低保険料を差し引いた金額を返還します。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

●保険料領収証

保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。

●保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。

●代理店の業務

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約は、弊社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(**))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間: 午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時~午後6時に変更となります。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

